様式第3号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

障害者控除対象者非該当通知書

　(申請者)　　　　　　　　　　様

国頭村長　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました下記の者に係る所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第6号、同項第7号及び同条第2項第5号、同項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第1項第6号、同項第7号及び第7条の15の7第1項第5号、同項第6号に定める障害者控除対象者の認定に関し、非該当となりましたので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  | | |
| 氏名 |  | 対象者との続柄 |  |
| 対象者 | 住所 |  | | |
| 氏名 |  | 性別 | 男　・　女 |
| 生年月日 | 明治・大正・昭和  年　月　日 |
| 非該当理由 |  | | | |

不服の申立

　この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、村を被告として(訴訟において村を代表する者は村長となります。)、提起することができます。

　ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。